

行田都市計画下水道事業
受益者負担金について

答 申

平成25年8月
行田市下水道事業運営審議会

平成25年8月29日

行田市長 工藤正司様

行田市下水道事業運営審議会
会長 大河原梅夫

行田都市計画下水道事業受益者負担金について（答申）

平成25年7月26日付け行下第692号で諮問を受けた「行田都市計画下水道事業受益者負担金について」、当審議会では審議を行った結果、次のとおり答申します。

はじめに	1
1. 受益者負担金の対象経費の考え方について	2
2. 受益者負担金（単位負担金額）の推移について	3
3. 受益者負担金の算定について	6
4. 受益者負担金の設定について	7
5. 要望事項	8
おわりに	9

附属資料

1. 諮問（写）
2. 行田市下水道事業運営審議会条例
3. 行田市下水道事業運営審議会委員名簿

参考資料

1. 県内他事業体の受益者負担金状況について
2. 県外他事業体の受益者負担金状況について

はじめに

下水道は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として整備されるものであり、特に公衆衛生の向上、生活環境の改善については、下水道の整備効果の及ぶ区域が明確となり、従って特定の者が特定の利益を享受するという特性を有しております。

下水道整備に伴うこのような利益については、その利益相当額として下水道整備区域の受益者に建設事業費の一部を負担してもらうことによって、住民の負担の公平を図ろうとするものが受益者負担金制度の基本的な考え方であります。

下水道事業における受益者負担金は、当該事業が都市計画事業として実施しており、都市計画法第75条に基づき条例で規定し、受益者負担金の総額、単価、徴収時期及び徴収方法を明確にしたうえで公平かつ適切な負担を求めるものであります。

このことから、平成25年7月26日に市長から「行田都市計画下水道事業受益者負担金について」諮問を受け、公平かつ適切な受益者負担の原則による受益者負担金を定めるため、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を行い、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

1. 受益者負担金の対象経費の考え方について

受益者負担金に係る対象経費は、下水道整備にかかる総事業費のうち国庫補助金を差し引いた管渠整備に伴う工事費、設計委託費、補償費いわゆる末端管渠整備費が対象経費となる。

総事業費の財源の内訳は、国費、起債、市費であり、そのうち起債と市費を末端管渠整備とする。

○新負担区（第8負担区）の末端管渠整備費の算定について

- 1 幹線に係る整備費は、新負担区の下水の流入を受け入れるため、平成17年度から平成24年度までに実施した緑町ポンプ場からの幹線整備に要した費用とするが、その幹線には他の区域からの流入計画があることから、算定にあたっては他の区域の面積を考慮して面積按分とし、幹線整備費の4割とする。
- 2 第8負担区内の枝線に係る整備費は、平成25年度から平成34年度までに要する整備費とする。
- 3 起債については、起債のうち42%が翌年交付税として国から市へ交付されることから、起債全体の58%を整備費に算入する。

2. 受益者負担金（単位負担金額）の推移について

昭和46年に受益者負担金制度を採用し、昭和47年度から賦課徴収を始めており、現在、負担区は7つに分けられている。

第1負担区は、忍、行田、本丸、佐間などの合流区域で、昭和47年度に受益者負担金の賦課を開始。整備面積は4,919,000㎡で、負担率は1/7、単位負担金額は、1㎡あたり145円となっている。

第2負担区は、門井町、棚田町が区域で、平成8年度から賦課を開始。整備面積は1,874,400㎡で、負担率は1/7、単位負担金額は、1㎡あたり345円となっている。

第3負担区は、城西3丁目、4丁目、5丁目が区域で、平成13年度から賦課を開始。整備面積は511,000㎡で、負担率は1/5、単位負担金額は、1㎡あたり350円となっている。

第4負担区は、前谷地区が区域で、第3負担区と同じく平成13年度から賦課を開始。整備面積は487,000㎡で、負担率は1/5+2%、単位負担金額は、1㎡あたり260円となっている。

+2%は、前谷地区は市街化調整区域であり、都市計画税がかかっていないため、整備費に2%を乗じた額を都市計画税相当額分として、単位負担金額に上乗せして設定。

第5負担区は、持田地区が区域で、平成17年度から賦課を開始。整備面積は

422,000㎡で、負担率は1/5、単位負担金額は、1㎡あたり345円となっている。

第6負担区は、矢場、忍地区が区域で平成19年度から賦課を開始。整備面積は123,000㎡で、負担率は1/5、単位負担金額は、1㎡あたり350円となっている。

第7負担区は、持田地区、城西4丁目が区域で、平成23年度から賦課を開始。整備面積は876,000㎡で、負担率は1/5、単位負担金額は、1㎡あたり350円となっている。

受益者負担金の額

負担区	年度	整備面積 (㎡)	負担率	金額 (円/㎡)	備考
第1負担区	昭和47年	4,919,000	1/7	145	合流区域
第2負担区	平成8年	1,874,400	1/7	345	門井町、棚田町
第3負担区	平成13年	511,000	1/5	350	城西3、4、5丁目
第4負担区	平成13年	487,000	1/5+2%	260	前谷 都市計画税相当額の調整
第5負担区	平成17年	422,000	1/5	345	持田
第6負担区	平成19年	123,000	1/5	350	矢場、忍
第7負担区	平成23年	876,000	1/5	350	持田、城西4丁目
(新)第8負担区	平成26年	716,000	1/5	350	藤原町、若小玉の一部

3. 受益者負担金の算定について

○算式

$$\begin{array}{lll} \text{(末端管渠整備費)} & & \text{(整備面積)} & & \text{(整備単価)} \\ 1,018,055,777 \text{ 円} & \div & 580,000 \text{ m}^2 & = & 1,755.2686 \text{ 円/m}^2 \end{array}$$

・整備面積は 716,000 m²のうち道路・水路面積 136,000 m²を除く 580,000 m²

$$\begin{array}{lll} \text{(整備単価)} & & \text{(負担率)} & & \text{(単位負担金額)} \\ 1,755 \text{ 円 (少数点以下切捨)} & \times & 1/5 & = & 351 \text{ 円} \\ & & & \doteq & 350 \text{ 円 (10円未満切捨)} \end{array}$$

新負担区（第8負担区）の単位負担金額は1 m²あたり350円とする。

4. 受益者負担金負担区の設定及び単位負担金額について

下水道施設は、都市の最も基幹的な施設の一つであり、下水道の整備を推進することは、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等の観点から、行田市にとっても極めて重要な課題である。

下水道の整備には多額の経費と長い年月を要し、行田市の財政運営への影響も懸念されるが、上述の観点から下水道の早期整備が望まれるところである。

当審議会が諮問を受けた事項は、公共下水道事業運営の根幹にかかわる非常に重要な問題であることから慎重に審議を行った結果、受益者負担金負担区の設定及び単位負担金額は公平かつ適切であるという結論に達した。

5. 要 望 事 項

- (1) 長期景気低迷の厳しい社会・経済情勢のもとでの受益者負担金の設定は、直接市民生活に及ぼす影響が大きいことから、設定の趣旨、内容等を市民に理解していただくための周知期間を十分にとり、効果的な広報活動に努められたい。

- (2) 下水道は、生活環境の改善や水環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。行田市においても、今後ますますの普及が求められていることから、下水道整備の重要性について市民の理解と関心を深めることを目的とした啓発活動を一層推進していただきたい。

おわりに

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、公営企業（電気、ガス、水道等）と同様に受益者からの料金によって賄われる事業であり、効率的な経営によって住民福祉に寄与すべきことから、可能な限り経済性を追求すべき事業である。

本市においても、その運営に当たっては、積極的に「民間委託」、「建設・維持管理コスト縮減」等が図られているが、今後とも、歳出を節減し事業の合理化に努め、住民負担を極力軽減するために可能な限り経費の抑制を図る必要がある。

しかしながら、公共下水道事業の円滑な推進を図っていくためには、住民の理解と協力が不可欠である。

今回答申した結果を含め、市は下水道事業全般についての広報活動等を積極的に行ない、接続率の向上や適正な維持管理等の普及啓発に努めていただきたい。

附 属 资 料

諮 問 (写)

行 下 第 6 9 2 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

行田市下水道事業運営審議会

会長 大河原 梅夫 様

行田市長 工藤正司

行田都市計画下水道事業受益者負担金について (諮問)

下記案件について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第 1 号 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区 (「第 8 負担区」) の
設定及び単位負担金額について

諮問の趣旨

本市の下水道事業は、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として事業を進めております。整備の状況については、行政人口の約半数の方が下水道を利用できる状況となっております。

下水道事業に要する費用は施設の維持管理費を下水道使用料等で充当し、管渠等の建設費については、国の補助金や市債、受益者負担金等を充当し、経営の安定化を図っているところであります。

このたび、平成23年度に藤原町地区71.6haの事業認可拡大を行い、今年度から枝線整備を行うこととなったことから、新たに負担区（「第8負担区」）の設定が必要となります。

当該事業は、都市計画事業として実施しており、都市計画法第75条に基づき下水道事業受益者負担金条例で規定し、受益者負担金の総額、単位負担金額、徴収時期及び徴収方法を明確にしております。

つきましては、公平かつ適切な負担区及び単位負担金額を設定するため、貴審議会に意見を求めるものです。

行田市下水道事業運営審議会条例

平成 19 年 3 月 30 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 行田市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、行田市下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 受益者代表等

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 号により委嘱された委員は、任期の中途においてその職の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

行田市下水道事業運営審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
会 長	大河原 梅夫	市議会議員
副会長	田尻 要	学識経験者
委 員	梁瀬 里司	市議会議員
委 員	金塚 史明	学識経験者
委 員	石塚 二郎	受益者代表
委 員	鈴木 正夫	受益者代表
委 員	相原 香保留	受益者代表
委 員	長島 善江	受益者代表
委 員	白鳥 拓治	受益者代表

参 考 资 料

1. 県内他事業体の受益者負担金状況について

No	市町村名	負担区数	金額範囲	負担率	直近の負担区設定日	直近単価 (円)
1	さいたま市	41	73～810	1/4～1/3	平成 25 年 4 月 1 日	740*
2	川口市	11	450～550	1/5(旧鳩ヶ谷市分)	平成 21 年 6 月 1 日	550
3	上尾市	50	90～600	1/5	平成 25 年 3 月 29 日	325～356
4	蕨市	2	200～210	1/5	平成 3 年 4 月 1 日	210
5	戸田市	4	163～818	1/5	平成 20 年 6 月 23 日	720
6	熊谷市	8	215～550	1/4	平成 17 年 9 月 26 日	520
7	行田市	7	145～350	1/5	平成 23 年 4 月 1 日	350
8	鴻巣市	12	190～502	1/5	平成 19 年 3 月 23 日	444
9	桶川市	14	140～710	1/5	平成 25 年 4 月 1 日	530
10	北本市	6	160～450	1/5	平成 24 年 12 月 21 日	415
11	川越市	15	51～690	1/3	平成 8 年 4 月 1 日	690*
12	所沢市	9	122～1,000	43.2%	平成 20 年 4 月 1 日	1000*
13	狭山市	6	310～990	1/4	平成 20 年 1 月 1 日	990*
14	入間市	4	320～925	22%～26%	平成 14 年 4 月 1 日	925*
15	朝霞市	7	141～188	1/5	昭和 63 年 4 月 1 日	188
16	志木市	1	300	1/4	昭和 56 年 4 月 1 日	
17	和光市	—	—	—	—	
18	新座市	4	300～1,200	1/4～1/3	平成 12 年 4 月 1 日	1200*
19	富士見市	3	430～510	1/4	平成 10 年 4 月 1 日	510

20	ふじみ野市	4	270~1,010	1/4	平成 25 年 4 月 30 日	
21	三芳町	7	400	1/5~1/4	平成 12 年	
22	川島町	5	460~670	3/10	平成 11 年 4 月 1 日	670
23	吉見町	5	650	1/5~1/3	平成 24 年 4 月 1 日	
24	春日部市	10	600~700	1/3	平成 24 年 4 月 1 日	700
25	草加市	13	140~740	1/3	平成 24 年 4 月 1 日	740
26	越谷市	6	500~550	1/3	平成 8 年 4 月 1 日	550
27	八潮市	1	500	1/5	昭和 57 年 3 月 26 日	
28	三郷市	1	500	1/3		
29	蓮田市	5	550	—	平成 13 年 12 月 21 日	
30	幸手市	2	700	—	平成 15 年 4 月 1 日	
31	吉川市	3	600~800	1/5~1/3	平成 13 年 4 月 1 日	800
32	白岡市	8	500~720	2/5~1/2	平成 23 年 5 月 20 日	650~720
33	伊奈町	9	310~870	3/10	平成 24 年 3 月 31 日	840*
34	宮代町	4	430~570	1/3	平成 21 年 4 月 1 日	
35	杉戸町	5	650~800	1/3	平成 21 年 6 月 12 日	800
36	松伏町	6	600~750	1/5	平成 15 年 4 月 1 日	650
37	深谷市	4	300~650	3/10~1/2	平成 18 年 1 月 1 日	
38	寄居町	5	645~690	—	平成 21 年 4 月 1 日	690
39	滑川町	7	600~660	1/2	平成 24 年 4 月 1 日	660
40	嵐山町	3	660	—	平成 5 年 4 月 1 日	

41	小川町	2	660～820	1/2	平成 14 年 4 月 1 日	
42	本庄市	1	300	1/5		
43	美里町	1	330,000～430,000	—	平成 25 年 4 月 1 日	
44	神川町	2	500～650	—	平成 21 年 4 月 1 日	500
45	上里町	1	430	—		
46	秩父市	6	75～710	1/3	平成 23 年 4 月 1 日	500
47	飯能市	1	47,000～	—	平成 18 年 4 月 1 日	
48	加須市	7	300～500	1/5	平成 17 年 3 月 3 日	390
49	東松山市	5	180～590	0.351	平成 25 年 1 月 1 日	260
50	羽生市	4	400～530	1/4	平成 15 年 4 月 1 日	530
51	日高市	1	350	—		
52	横瀬町	—	—	—	—	
53	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	5	131～695	1/5	平成 21 年 4 月 1 日	695
54	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	6	240～600	1/3	平成 20 年 4 月 1 日	650
55	皆野・長瀬上下水道組合	3	650	1/3	平成 16 年 2 月 19 日	450

*は市街化調整区域

2. 県外他事業体の受益者負担金状況について

No	市町村名	負担区数	金額範囲	負担率	直近の負担区設定日	直近単価(円)	普及率(%)
56	八戸市	1	280	—			55.5
57	石岡市	4	300～470	1/5			53.2
58	ひたちなか市	6	430～540	1/2	平成18年3月31日	530	54.7
59	五泉市	9	110～585	1/5.5～1/5	平成24年3月31日	537	55.9
60	上越市	2	590～695	1/5	平成19年4月1日		54.4
61	駒ヶ根市	1	960	—			55.5
62	沼津市	6	167～336	1/5	平成18年4月1日		55.1
63	知立市	1	350	1/5	平成19年4月1日	276	54.9
64	宍粟市	3	700	—	平成20年4月1日		54.7
65	大和高田市	—	—	—	—		54.4
66	新見市	15	710～810	—	平成25年3月29日	710	55.5
67	江田島市	2	500～	—			53.2
68	善通寺市	1	200	—	平成25年4月1日		55.8
69	東温市	1	250	1/2	平成16年9月21日		55.5
70	高知市	1	220	—			55.5
71	佐世保市	7	106～465	1/5	平成20年4月1日	645	55.8
72	諫早市	5	64～700	—	平成20年3月31日		53.7
73	菊池市	1	250	1/3	昭和56年12月24日		54
74	国東市	3	300～	—	平成9年以降		53